

新型コロナウイルスの影響を受けた人への生活支援



新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免

世帯主の収入が前年と比べて3割以上減少する見込みの世帯に対して、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を免除又は減額する制度があります。詳細は市HPをご確認ください。

なお、国民健康保険税については、7月中旬発送の納税通知書に同封予定のチラシをご確認ください。

問 保険年金課

(国民健康保険) ☎21-1403 ☎23-0076

(後期高齢者医療制度)

☎63-5004 ☎23-0076



市HP



新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免

65歳以上の人であって、新型コロナウイルス感染症が重症化した人や、新型コロナウイルス感染症により生計中心者の収入が前年と比べて、3割以上減少が見込まれる人は、介護保険料の減免を受けられる制度がありますのでご相談ください。

問 高齢介護課 ☎21-1460 ☎22-7731



生活にお困りの人に対する給付・貸付

離職や減収などの理由により生活にお困りの人に対して、市や社会福祉協議会、ハローワークによる給付・貸付の制度があります。一定の要件がありますので、詳細は19ページをご確認ください。

市独自施策

【新規】東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」による期限延長等

【延長】緊急小口資金・総合支援資金特例貸付

【延長】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

【延長】住居確保給付金

【運用変更】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

問 社会福祉課 ☎21-1455 ☎24-6066



職場で新型コロナウイルスに感染した人へ

業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。また、新型コロナウイルス感染症による症状が持続し(罹患後症状があり)、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。

詳細は、厚生労働省HPのQ&A(項目「5 労災補償」)をご確認ください。

問 川越労働基準監督署 ☎049-242-0893



厚生労働省HP



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

食費等の物価高騰による支出の増加の影響を考慮し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、特別給付金を支給することになりました。

対象者

次の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の人
①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要)

※対象者には通知済み

②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(要申請)

給付額 児童1人につき5万円

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害のある場合は20歳未満まで)

申請期限 令和5年2月28日(火)

問 子育て支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP



子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

食費等の物価高騰による支出の増加の影響を考慮し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、特別給付金を支給することになりました。

対象者

次の①、②のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の人(申請不要)

※対象者には通知済み

②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(一定の障害がある場合は20歳未満)を養育する人で次のいずれかに該当する人(要申請)

・令和4年度の住民税(均等割)が非課税の人

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月1日以降の収入が住民税非課税相当になった人

給付額 児童1人につき5万円

申請期限 令和5年2月28日(火)

※既に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けている人は支給対象外です。

問 子育て支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP

新型コロナウイルス感染症に関する情報

6月17日現在の内容です。内容について変更する場合があります。

新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチン接種(初回、3回目及び4回目)は、令和4年9月30日(金)までです。

1 4回目接種

3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、対象となる人は4回目接種を無料で受けられます。対象となる人は、接種のご検討をお願いします。

■対象者

4回目接種の対象者で接種を希望する人は、接種券発行申請が必要となる場合があります。申請が必要な人で接種を希望する場合は、東松山市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0120-558-053)にご連絡ください。

対象者	接種券発行申請要否
60歳以上の人	申請不要※3回目接種後に転入した人は、申請が必要です。
18歳以上60歳未満の人で基礎疾患を有する人や重症化リスクが高いと医師が認める人(以下「基礎疾患を有する人等」という) ※4回目接種の対象となる基礎疾患を有する人等については、市HPをご確認ください	次のいずれかに該当する場合を除き、申請が必要です。 1. 初回接種(1・2回目接種)時に基礎疾患を有するとして、接種券の優先発送を受けた人 2. 精神障害者保健福祉手帳を所持している又は自立支援医療で「重度かつ継続」に該当する人 3. 療育手帳を所持している人

■接種券発送スケジュール

4回目接種用の接種券は、3回目接種日から5か月が経過する対象者に順次発送します。

3回目接種時期	主な対象者	接種券発送予定時期
令和3年12月～令和4年1月 令和4年2月上旬	医療従事者等(ただし4回目接種の対象者に限る)	発送済み
令和4年2月中旬	・60歳以上の人 ・基礎疾患を有する人等	令和4年6月末
令和4年2月下旬		令和4年7月上旬
令和4年3月以降		3回目接種日から5か月が経過する時期にあわせて順次発送

■予約方法

接種券が届き次第、次のいずれかの方法で予約できます。予約の際は、お手元に接種券をご用意ください。

※65歳以上の高齢者(昭和33年4月1日以前に生まれた人)は、市で接種日時・会場を指定した「新型コロナワクチン4回目接種予約指定票」を接種券に同封して発送するため、予約不要です(キャンセルや変更をする場合は、必ず東松山市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0120-558-053)にご連絡ください)。

インターネットで予約する	電話で予約する	窓口で予約する
接種予約サイトにアクセスする。 ※1・2回目及び3回目の予約で使用したマイページは引き続き利用できます。 ※パスワードを忘れた又はログインできない人は、コールセンターにご連絡ください。	東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 ☎0120-558-053 受付：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を含む) お掛け間違いが多くなっています。番号をよくお確かめの上お掛けください。 ※通話料は発生しません。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時 ※接種券を持参してください。

2 初回接種(1・2回目接種)及び3回目接種

初回接種及び3回目接種を希望する12才以上の人は、引き続き接種が受けられます。初回接種を希望する人は、保健センター(☎24-3921)に電話するか直接お越しください。3回目接種を希望する人は、接種券に同封の案内チラシをご確認ください。

※接種券を紛失した場合は、保健センターに「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)」を提出してください。

■ワクチンに関するお問合せ

問 健康推進課 ☎24-3921 ☎22-7435

埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口 ☎0570-033-226(副反応等に係る相談)

受付時間 24時間(土・日曜日、祝日も実施)

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

言語 日本語/英語(English)/中国語(Chinese)/韓国語(Korean)/ポルトガル語(Portuguese)/スペイン語(Spanish)
/タイ語(Thai)午前9時～午後6時/ベトナム語(Vietnamese)午前10時～午後7時